

## 議案第10号

### 養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

養父市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市印鑑条例の一部を改正する条例

養父市印鑑条例（平成16年養父市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等）

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、登録者は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用し、多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に多機能端末機により印鑑登録証明書を交付しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号 養父市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(印鑑登録証明書の申請等)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等)</u></p> <p>第15条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、登録者は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用し、多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に多機能端末機により印鑑登録証明書を交付しなければならない。</u></p>
<p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(質問調査)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(質問調査)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p>

